

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 5年 6月29日

住 所 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山
四丁目1番12号
事業者名 松戸新京成バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 小林 匠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が保有する乗合バス車両についてはノンステップバスの導入を継続、2022年度末時点の導入率は85%（但し適用除外車両を除く。99両中84両導入）となった。
前年度に引き続き車両の代替更新時にノンステップバスを導入し超高齢化社会への対応及び車いす利用者等がバスを利用しやすい環境整備を推進する。
高速バスについては、車両の代替時期、停留所等の地上設備の改良時期に問題点の抽出を行い、実施の可否について検討を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| ノンステップバス | ノンステップバス 8両導入（2023年度） ワンステップバス7両とノンステップバス1両の代替によりノンステップバス7両増車 導入数：99両中91両 92% |

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------------------|--|
| バスロケーションシステムによる情報提供 | バスロケーションシステムによる運行情報の提供及び文字による付帯情報提供継続のため、設備の保守管理及び情報更新を実施。(2023年度) |
| 車載設備操作の確実化 | 車いす固定装置やスロープ等、車載設備の確実な操作を行うため、新規採用乗務員を対象に実技研修を実施。(2023年度) |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------------|---|
| 旅客に対する情報提供の改善 | バス代替時、車外の行先表示器を従来型 LED から白色 LED に変更し、視認性を向上させる。 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|------------------|--|
| 地域会議への出席による情報の提供 | 自治体等が開催する地域会議へ出席し、高齢者優待の乗車制度や高齢者支援の定期乗車券等の告知を実施 (2023年度) |
| 鉄道、バスにおける情報提供の拡充 | 鉄道、バス車内において、高齢者優待の乗車制度や高齢者支援の定期乗車券等の告知及び障害者割引運賃に係る告知を行う。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------|---|
| 乗務員の知識と技術の向上 | 乗務員研修において、車いすの乗降方法や車内の固定方法、案内等の教習を実施。(2023年度) 前年度に引き続き運行管理者、初任運転者を中心にサービス介助基礎講習の受講を推進し高齢者、障害者への接遇と乗降支援に関する技術向上を図る。(2023年度) |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------|--|
| 乗降時における確実な対応 | 管理職、運行管理者による街頭査察を実施、車載設備の確実な操作状況の確認と同時に利用者に対する啓発活動を実施。(2023年度) |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続きホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有し、取組改善に活用。(2023年度) ・八柱駅周辺バリアフリー整備事業計画(道路、駅前広場)の推進等について関係自治体と情報を共有し必要な協力を実施。(2023年度) |
|--|

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|---------|-----|
| | | |

Ⅴ 計画書の公表方法

| |
|------------------------------|
| <p>新京成電鉄ホームページ バスページにて公表</p> |
|------------------------------|

Ⅵ その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。